

## 科学的、客観的分析を踏まえた交通事故対策の推進

- ・ 幹線道路の死傷事故率も考慮し抽出した事故危険箇所での重点的対策の実施及び事故調査・分析体制等評価システムを強化。地方中小鉄道において、安全性緊急評価に基づき緊急対策事業等を実施
- ・ 航空分野のインシデント分析を踏まえ管制システムの整備、空域・航空路の抜本的再編を実施。また、内航海運及び小型船舶について海難事故等のデータに基づく船舶の総合的安全評価手法の確立および安全対策の実施

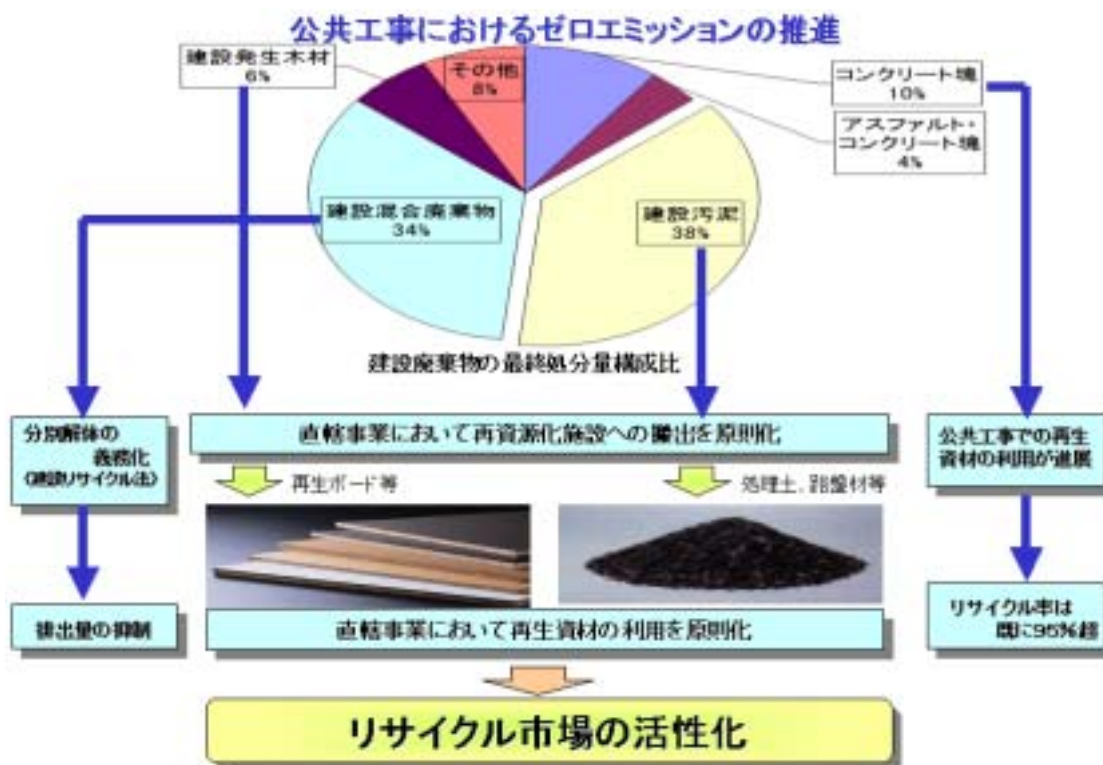
年間の海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数を、平成 17 年までに 200 人以下にする。(平成 13 年 320 人)

## 環境 地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

### 循環型社会の構築

#### 住宅・社会資本整備等における環境負荷低減施策の推進

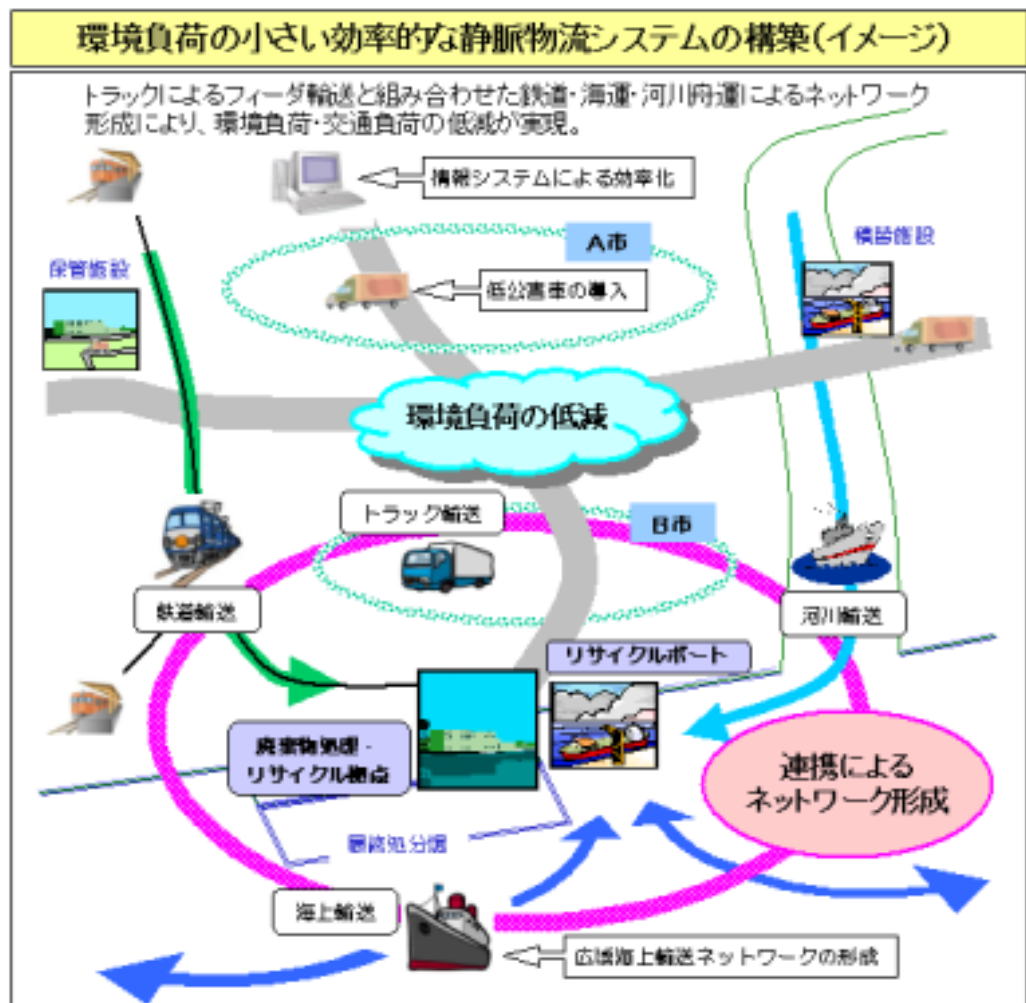
- ・ 「建設リサイクル法」の適正な運用と「建設リサイクル推進計画 2002」に位置づけられた公共工事のゼロエミッション化等の施策により建設廃棄物の減量・リサイクル対策を推進



- ・ 公共事業において、環境負荷低減に資する資材の調達、木材利用、排出ガス対策型建設機械の利用促進等を進めるとともに、工法、目的物にも検討対象を広げ、環境負荷低減施策を一層推進

### 静脈物流システムの構築

- ・ 関係者間の広域的な連携の下、地域特性に対応した環境負荷の小さい効率的な静脈物流システムの構築やリサイクル拠点の整備を推進



(出典：内閣官房都市再生本部事務局)

### 廃棄物等の特性に対応したリサイクル

- ・ 自動車リサイクルシステムと連携した抹消登録制度等の運用や、リサイクル自動車部品の品質等の評価と提供情報の充実
- ・ FRP船リサイクルシステムのための技術開発及び事業化の検討と、船舶リサイクルにかかる国際的検討の促進
- ・ 下水汚泥と他の有機性廃棄物等との集約処理によるバイオマス総合的利活用の推進

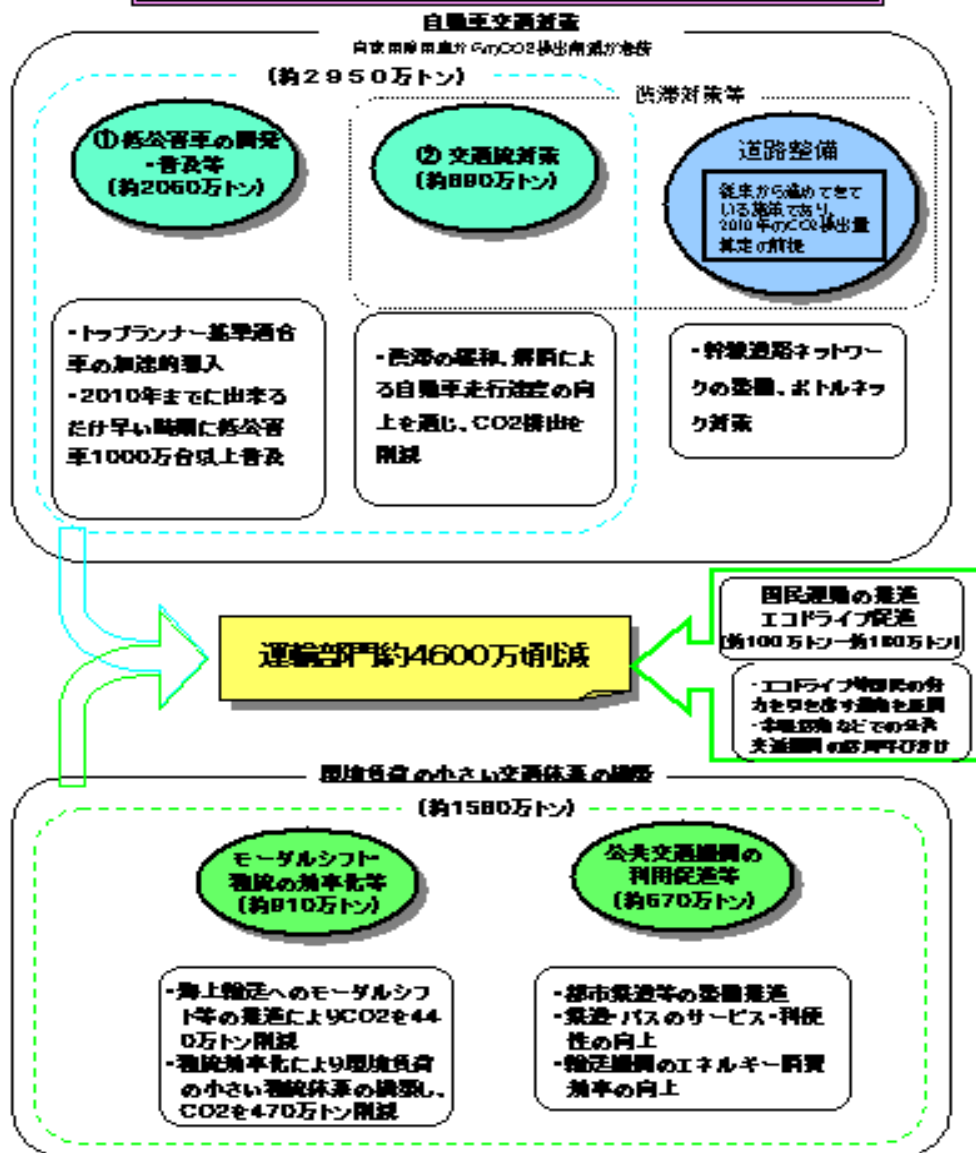
# 人類の生存の基盤となる地球環境の保全

## 地球温暖化対策の推進

- ・ 自動車のグリーン化税制等を活用し、環境と経済を両立させつつ低公害車の開発・普及を促進する等、自動車交通対策を推進
- ・ ICカード乗車券の導入や実証実験の活用等による公共交通機関の利用促進と、モーダルシフト・物流の効率化により、環境負荷の小さい交通体系を構築
- ・ 次世代低公害車、グリーンシップ等新技術の開発を通じ、交通環境負荷を低減

### 運輸部門の地球温暖化対策の考え方

経済活動や国民生活に影響を与えないよう、自主的取り組み、インセンティブ付与、規制等の導入・導入等により推進。



- ・ 住宅・建築物の断熱性の向上、空調・照明・給湯等の建築設備における省エネルギー性能の向上に対する支援の充実、太陽光発電や屋上緑化等によるグリーン庁舎の整備及びグリーン診断・改修の実施

住宅の省エネルギー化率(当該年度の新設着工住宅のうち省エネルギー法の省エネ基準に適合しているものの割合)、および、建築物の省エネルギー化率(当該年度に建築確認された建築物(2,000 m<sup>2</sup>以上)のうち、省エネルギー法の「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合)を平成 17 年度までにそれぞれ 35%、60%とする。(それぞれ平成 12 年度 8%、34%)

- ・ 吸収源対策として、都市公園整備、道路・河川・港湾・空港に係る緑化や民有緑地の保全等、都市緑化を推進
- ・ 汚泥焼却施設の燃焼の高度化や汚泥消化ガスの活用、省エネ型設備の導入等、下水道における対策推進

#### 国際的な協調・連携や監視・観測体制の強化

- ・ クリーン開発メカニズム(CDM)等の京都メカニズムの活用等による地球温暖化対策に係る国際協力促進のための体制を整備
- ・ アセアン海域における有害危険物質の流出事故に対応した防除体制の構築に関する地域協力等国際的な海洋汚染対策、国際基準策定による事故防止対策を推進
- ・ 「交通に関する大臣会合」での成果等を踏まえた環境にやさしい自動車(EFV)の開発・普及及び「モデル監査スキーム」の創設等サブスタンダード船の排除に向けた取組みを推進
- ・ 信頼性の高い予測実施や海面水位監視体制の強化により、地球温暖化の影響についての情報や、我が国に大きな影響を及ぼしている黄砂に関する情報・予測を発信
- ・ 地球地図の活用による地球温暖化・海面上昇等の地球環境問題の解明を推進

#### 燃料電池の開発・普及

- ・ 燃料電池自動車について、平成 17 年からの普及に向けて、試験的に率先導入するとともに、車両の安全・環境に関する基準、トンネル非常用施設の設置基準等を検討する燃料電池自動車実用化促進プロジェクトを推進

# 燃料電池自動車実用化促進プロジェクト

〈低公害車の新技術開発〉

## 保安基準の策定、トンネル非常用施設設置基準等の検討



- ・ 住宅用燃料電池について、耐久性の向上や安全性の検証等に向けて、民間事業者と連携してモニターによる実証実験を実施
- ・ 豊富な水素資源、水素貯蔵・供給技術研究の蓄積といった北海道の地域特性を踏まえ、燃料電池活用型社会の構想の作成や実証実験等を実施

## 健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生

### 自然再生の推進

- ・ 恵み豊かな国土と生物の多様性を回復するため、NPOや地域住民の参画など、地域の自主性と創意工夫を活かした事業の実施、維持・管理による湿地の再生、蛇行河川の復元、藻場・干潟の保全・再生、公園緑地整備などの「自然再生」を推進

## 自然再生－埼玉県荒川の例(旧流路の復活)



### 水循環系の健全化や海洋環境の改善

- ・ 河川における流動量変動の復元やこれを考慮した新たな水量・水質指標の作成、水資源アセスメントの実施、総合的土砂管理、合流式下水道の改善と高度処理の推進等、水循環系の健全化に向けた総合的取組みの推進
- ・ 汚染メカニズムの解明、発生源対策、環境改善対策を一体に推進し、大都市圏における海の再生を図るほか、閉鎖性海域において底質のダイオキシン類対策等を実施

## 日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善

### ヒートアイランド対策

- ・ 都市のヒートアイランド現象解消のため、調査・研究から具体的事業、誘導措置まで、相互に連携して総合的に実施。特に、東京・大阪などの都市再生緊急整備地域においては、関係地方公共団体や研究機関、事業者等と連携しながら、集中的に関連施策を実施
  - 気象データの分析、都市気候モデルの活用による実態の解明及び土地利用形態の変更等に伴う気候変化に関する数値実験を実施
  - 借地公園の整備、民有地での屋上・壁面緑化等、市街地における緑とオープンスペースの機動的確保
  - 水面積の拡大や雨水の貯留・浸透、下水処理水の路面散水、循環水の活用による都市廃熱の区域外処理システムの検討等の実施

- 政策金融や環境共生住宅市街地モデル事業等による住宅・建築物における対策の推進
- ・ 大都市圏における自然環境の保全を図るため近郊緑地保全区域の指定を行うとともに、緑の拠点の形成、公園、河川、道路の連携による「緑の回廊構想」の推進等広域的視点に基づく水と緑のネットワークの形成を推進



### 道路交通環境対策をはじめとする生活環境保全・改善

- ・ 自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車への転換促進、低公害車導入への助成等の自動車単体対策
- ・ 環境ロードプライシング等のTDM施策による沿道環境の改善・保全
- ・ エコエアポートの推進

## 地域 魅力と活力にあふれた自立的地域経済社会の形成

### 地域自らの選択による地域づくり

#### 多様な主体の参加による地域づくり

- ・ 都市計画の提案制度を有効に活用するための民間・住民・NPOへの普及・啓発等支援措置の充実、他地域のまちづくり情報を入手・交換するためのITを活用したシステムづくり、モデル地域におけるGIS情報基盤整備等に

より、住民等が参画・連携するまちづくりのしくみを構築

- ・ 交通事業者と利用者が相互に情報交換ができる「地域交通情報ネットワーク」を地域ごとに構築し、事業者が利用者との対話によりそのニーズを取り込むことにより、より優れた交通サービスを提供することを促進

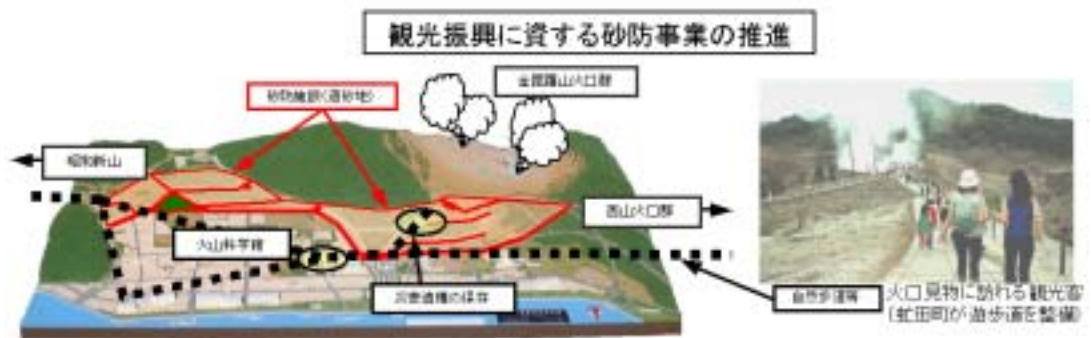
### 地域の選択を可能とする制度の充実

- ・ 地元の策定する計画に基づいて進める地域づくり施策や統合補助金など地域が選択可能な助成制度により、地域の特性を活かした個性豊かな発展を支援
- ・ 自然的・歴史的な特性等に応じた公園整備のため、身近な公園の配置や公園施設の基準を弾力化するとともに、立体整備を促進

## 自立的な地域圏の形成と交流の促進

### 地域の利便向上と活性化のための拠点づくり

- ・ 既存ストックの活用、歴史と景観を活かしたまち・公園・みなと・道づくり、バリアフリー空間の整備、水辺や活火山等の自然観光資源を活かすための周辺整備、地域の産業や自然を活用した体験型観光の振興等により、地域の創意と工夫にあふれ国民のニーズの多様化に応える魅力ある観光交流空間づくりを推進



観光振興構想(エコミュージアム構想)と一体となった砂防事業(有珠山)

- ・ 中心市街地等の活性化を図るため、土地区画整理、市街地再開発等の面整備事業、街路、公園等の整備を推進するとともに、特に、人が集まる交通結節点をまちの拠点として整備するため、自由通路等の施設整備に係る国庫補助を充実
- ・ 都道府県代行制度の対象市町村の要件の拡大などによる下水道サービスの地域間格差の解消の推進
- ・ 環境学習・自然体験型学習の場となる「にぎわいのある川づくり」の推進や、市民の合意の下で「みなと」の資産を活かした活力ある「みなとまち」の形成



## 地域間・地域内交流の促進

- ・ 都市と農山漁村が連携して交流推進に取り組む事業を支援する補助制度の創設や地方への定住に向け農山漁村の空家の再生・活用を促進する事業の拡充等により、都市と農山漁村の交流を推進し、地域を活性化
- ・ 高規格幹線道路等全国の自動車専用道路や地域間・地域内の道路のネットワークについて、既存施設の有効活用や、地域内道路での1.5車線の道路整備など地域の特性に応じた規模・規格により充実を図り、地域の交流を促進
- ・ 整備新幹線の整備、既存ストックを活用した幹線鉄道的高速化、テクノスーパーライナーの普及や地域の拠点となる空港の整備を行うことにより、時間短縮効果による地域の活性化と生活利便性の向上を実現

## 市町村合併の支援

- ・ 平成17年3月に合併特例法の期限を控え、市町村の合併が本格化することから、合併に資する事業の優先採択や、対象が複数の市町村であることとされている事業等であって、合併して一市町村となった場合には複数市町村として取り扱う等不利益を除去する施策により、市町村合併を支援

## 個性あふれる地域づくりのための各地における取組

### 北海道特有の資源を活用し、先駆的・実験的取組を推進する北海道の開発

- ・ 雄大な自然など特徴的な資源や、観光交流の促進に必要なノウハウの集積等の活用による、北海道観光の質的向上や北海道型田園コミュニティの創造により地域を活性化
- ・ 水素エネルギー等の環境にやさしいエネルギーやITを活用した産業、バイオ産業等北海道の特色を活かした新たな産業を育成し、その成果を活用した地域社会を形成

### 離島、奄美・小笠原、半島、豪雪地帯等の振興

- ・ 離島振興法改正を踏まえ、新しい枠組みを活用した離島振興計画作成の促進及びそれに基づく地域間交流や人材育成等の推進により、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の達成を支援
- ・ 豪雪地帯について、高齢化の著しい進展に配慮しつつ、豪雪地帯特別措置法の改正を踏まえ、利雪・克雪に関する新技術を活用した地域づくりを推進するとともに、豪雪被害の特に著しい地域で消流雪用水導入事業を実施
- ・ 平成15年度が振興開発計画の最終年度となる奄美・小笠原の振興開発について、計画事業の着実な推進とこれまでの成果を踏まえた次の展開を検討